

議案第 5 4 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 6 月 5 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成１２年大口町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「法」を「介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）」に改める。

第１３条中「介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第６条中「延滞金の」の次に「年１４．６パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の１１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第６条の改正規定は、平成２６年１月１日から施行する。
- ２ 改正後の大口町介護保険条例附則第６条の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(延滞金) 第9条 <u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	(延滞金) 第9条 <u>法</u>第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
2 略	2 略
(罰則) 第13条 町は、第1号被保険者が<u>法</u>第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	(罰則) 第13条 町は、第1号被保険者が<u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
附 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パ</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定に

新	旧
一セントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	かかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u>

改 正 要 旨

1 改正の目的

国税及び地方税の延滞金の割合の見直しに合わせ、介護保険料に係る延滞金の割合を引き下げるため改正をするものです。

2 改正の概要

附則第6条関係（延滞金の割合の特例）

特例措置として、特例基準割合（※）に定率を加えてそれぞれの割合を求めることとします。改正前と改正後の比較は下記表のとおりです。

	改正前		改正後	
	条文の規定	平成25年 の場合	条文の規定	特例基準割合を 2%とした場合 の延滞金の割合
納期限後 1か月以 内の割合	前年11月30 日の商業手形基 準割引率 + 4.0% (上限7.3%)	4.3%	特例基準割合 + 1.0% (上限7.3%)	3.0%
納期限後 1か月を 過ぎた後 の割合	本則どおり	14.6%	特例基準割合 + 7.3% (上限14.6%)	9.3%

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月～前年9月における平均に1%を加算した割合

3 施行期日

平成26年1月1日から施行します。